

瑞穂市ウェディング写真撮影支援金 Q&A

項目	質問	回答
1 対象期間	令和4年2月28日までにウェディング写真撮影を実施し、領収書の日付が令和4年3月1日以降になった場合も対象になるか。	対象となります。ただし、撮影日が領収書に掲載されていること、また申請期限は令和4年3月15日（火）必着までとなります。
2 対象者（申請者）	申請者は夫婦等のどちらか一方になるのか。その場合、どちらでもよいのか。	双方が市内に住民登録及び居住実態があるかたであれば、いずれかが申請者となります。一方が市内、もう一方が市外の場合は、市内に住民登録及び居住実態があるかたが申請者となります。
3 対象者（居住地）	市内に在住する夫婦等が市内でウェディング写真撮影を実施後、市外に転出する夫婦等は対象となるのか。	ウェディング写真撮影を実施後、引き続き市内に1年以上住民登録及び居住実態がある予定であるかたを対象としており、夫婦等がそろって1年以内に市外へ転出される予定の方は対象外となります。
4 対象者（居住地）	市外に在住する夫婦等が市内でウェディング写真撮影後、市内に移住する夫婦等は対象となるのか。	対象となります。なお、申請日時点で市内に住民登録及び居住実態があることが必要です。
5 対象者（居住地）	ウェディング写真撮影を実施する夫婦等が双方とも市内に在住していなければならないのか。どちらかが単身赴任等で市外在住の場合はどうなるのか。	将来瑞穂市で夫婦等で居住することを前提として、夫婦等のうちどちらか一人でも市内に住民登録及び居住実態があれば対象となります。
6 対象者（居住地）	市内に在住していることの確認方法は。	住民基本台帳で申請者の申請日時点の住民登録状況を確認させていただきます。また「瑞穂市ウェディング写真撮影支援金申請書兼請求書」内の誓約事項欄で確認をさせていただきます。
7 対象者（居住地）	住民票上は市内在住だが、実際は市外に居住している夫婦等は対象か。	申請日時点で市内に住民登録及び居住実態があり、かつ市内でウェディング写真撮影を実施した後、市内に1年以上住民登録及び居住実態がある予定であれば対象となります。実際は市外に居住実態がある場合は対象外となります。
8 対象者（居住地）	写真撮影後、転勤予定がある方や転勤があるかもしれないという夫婦等は対象か。	写真撮影を実施した日から、1年以上住民登録及び居住実態があるかたを対象としています。転勤により1年以内の市外転出が確定しているかたは対象外となりますが、転勤の可能性があるが未定の場合は対象となります。
9 対象者（経過年数）	結婚（婚姻届出）後、結婚式等を行わず数年経過した夫婦等がウェディング撮影を実施した場合も対象となるのか。	令和2年4月16日の緊急事態宣言以降に婚姻をした、又は予定しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により結婚式等が実施できていないかたを対象としています。令和2年4月15日以前に結婚された場合は対象外となります。
10 対象者（再婚カップル）	夫婦等のいずれか一方、又は双方が再婚である場合は対象となるのか。	その夫婦として初めてウェディング写真撮影を行う場合は対象となります。
11 対象経費	対象経費はどのようなものがあるか。	撮影料、会場使用料、貸衣装代、ヘアメイク・着付け・小物等その他のウェディング写真撮影に直接必要となる経費及びデータ・写真購入代のうち、登録事業所に直接支払った経費。
12 対象経費	対象経費とならないものはどのようなものがあるか。	対象経費以外のウェディング写真撮影に直接必要とならない経費。例えば衣装購入費や親族の貸衣装代・着付料など。
13 対象経費	衣装購入費は対象か。	購入した衣装は、再利用や転売等目的外での利用が可能となるため、対象外とします。
14 対象経費	親族とウェディング写真を撮影する場合の着付料は対象となるのか。	対象となりません。夫婦等の着付料のみが対象となります。
15 対象経費	市内の登録事業所を利用せず、親族や友人などが撮影した場合は対象か。	市内事業所支援の目的もあるため、市内の登録事業所で写真撮影したものに限り、夫婦等が自前で撮影する記念写真や、友人、親族等が撮影したスナップ写真は対象外となります。

瑞穂市ウェディング写真撮影支援金 Q&A

	項目	質問	回答
16	添付書類（領収書・明細書）	領収書の添付について、内金（前金）や撮影後の支払いなど複数枚ある場合は、すべての領収書が必要か。	支給額の上限は5万円であるため、支給対象経費が5万円を超えていることが確認できる領収書・明細書が添付されていれば足りることとなります。支給対象経費が5万円未満の場合は、提出された領収書・明細書に基づき支給額を決定することとなります。
17	対象となるウェディング写真	すでに結婚式・披露宴を実施したことがある夫婦等がはじめてウェディング写真撮影をする場合は対象となるか。	既にその夫婦等が結婚式等を実施している場合は、対象となりません。
18	対象となるウェディング写真	ウェディング写真撮影をこれまでに行ったが改めてウェディング写真を撮影したい場合は対象となるか。	その夫婦等が2回目以降に行うウェディング写真撮影は、対象となりません。
19	対象となるウェディング写真	対象となる事業所は決まっているか。	登録事業所は市のホームページで紹介しているのでご確認ください。
20	対象となるウェディング写真	結婚式等の実施が決まっている場合の前撮り写真は対象か。	対象となりません。新型コロナウイルス感染症により結婚式等が実施できておらず、また令和4年2月28日までに結婚式等を実施する予定がないかたを対象としています。
21	対象となるウェディング写真	ヘアメイクや貸衣装について、登録事業所と別の事業所を利用した場合は対象か。	登録事業所に直接支払いした経費のみが対象となります。